

一年の総決算

申告は正しくお早めに

月日	曜日	区分	申告相談会場
2月16日	金	町税・所得税	宇津賀集落センター
19日	月	町税	角山老人憩いの家
		所得税	役場3階会議室
20日	火	所得税	役場3階会議室
21日	水	所得税	役場3階会議室
22日	木	所得税・町税	大浦漁協
23日	金	所得税	役場3階会議室
26日	月	所得税	役場3階会議室
27日	火	所得税	役場3階会議室
28日	水	所得税	役場3階会議室
29日	木	町税	生活改善センター
		所得税	役場3階会議室
3月1日	金	所得税・町税	津黄漁協
		所得税	役場3階会議室
4日	月	所得税・町税	則国下集会所(午前)
		所得税・町税	久原漁協施設(午後)
		所得税	役場3階会議室
5日	火	所得税・町税	久津漁協
		町税	役場3階会議室
6日	水	所得税・町税	立石漁協
		町税	役場3階会議室
7日	木	所得税・町税	向津具公民館
8日	金	所得税・町税	川尻漁協
11日	月	町税	伊上公民館
			役場3階会議室
12日	火	町税	蔵小田公民館
			役場3階会議室
13日	水	町税	役場3階会議室
14日	木	町税	役場3階会議室
15日	金	町税	役場3階会議室

領収書、印鑑など。

●医療費控除を受ける場合

医療費控除を受けようとする場合、あらかじめかかった医療費の合計を計算しておいてください。領収書の束を持ってこられた場合、それを整理するだけで数十分かかることもあり、他の相談者の方に迷惑がかかります。

●「タックス・アンサー」のご利用を

「確定申告をしなければなら

らないが、ここがわからない。税務署へ電話するのかもしれない。気が引ける。」—そんなときは、お気軽に「タックス・アンサー」をご利用ください。

「タックス・アンサー」とは、税金の自動電話相談のことです。「タックス・アンサー」に電話し、決められた質問コードを押すことで、その説明が聞ける、というものです。質問コード表は長門税務署または役場税務課にあります。

タックス・アンサー電話番号
山口 ☎ 08391231

8866
利用時間 ■ 毎日六時～二十四時(日曜・祝日も利用できます)

コード例
1800 パート収入と税金
1120 医療費控除
1122 対象となる医療費
1190 配偶者控除
1180 扶養控除
1239 住宅取得控除
1420 退職金を受け取ったとき
4402 贈与税がかかる人など。

この社会あなたの税がいきっている

